

逗子市環境基本計画

行動等指針（逗子市ローカルアジェンダ21）

（平成25年度改訂版）

～一人ひとりができること～

逗 子 市

逗子市環境基本計画 行動等指針（逗子市ローカルアジェンダ21）
目次

・ 逗子市環境基本計画「行動等指針」 （逗子市ローカルアジェンダ21）の目的と位置づけ	1
・ 行動等指針－1 『まちなみと緑の創造』	2
・ 行動等指針－2 『ごみ問題』	10
・ 行動等指針－3 『二酸化炭素削減』	21
・ 『まちなみと緑の創造』『ごみ問題』『二酸化炭素削減』の共通課題	30
・ 環境問題の意識啓発と計画の推進体制	33

逗子市環境基本計画「行動等指針」

(逗子市ローカルアジェンダ 21) の目的と位置づけ

1 「行動等指針」の目的

逗子市では、平成 9 年 3 月に「逗子市環境基本条例」を制定し、また、平成 11 年 3 月には本市の環境問題への取組の基本的な方向を示した「逗子市環境基本計画」を策定しました。環境基本計画は環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画であり、環境の保全と創造のための施策の方向を示すものです。

本指針は、この逗子市環境基本計画を推進することを目的に市民、事業者、市各々が具体的に取組む内容を明らかにしたものです。

2 「行動等指針」の位置づけ

本指針は、逗子市環境基本計画で設定した目標達成のために、計画に示された目標や施策の方向及び市民、事業者、市各々の役割について具体的な取組を示した「逗子市ローカルアジェンダ 21^(*)」と位置づけます。

逗子市環境基本計画で明らかにされた 3 つの課題（まちなみと緑の創造、ごみ問題、二酸化炭素削減）について、重点的に取組む環境問題として位置づけ、この解決に向けた行動が地球環境の保全につながるものとして、当初平成 12 年 3 月に指針としてとりまとめました。その後、社会状況の変化や行動の進捗状況を踏まえた見直しを行ってきました。本指針は、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間を実施期間とする指針を受けて、今後、二酸化炭素削減を強く要求される状況を認識しつつ、平成 25・26 年度の 2 年間を実施期間とする行動等指針の改訂版としました。

本指針では、各課題において重点的に取組むものをできるだけ分かりやすく「目標」として抜き出しています。今回の改定では、今後 2 年間において実行可能な行動に重点をおき、目標及び行動を見直し、実施期間における「行動」を積み重ねることによって逗子市環境基本計画を達成していきます。

(*) ローカルアジェンダ 21 とは、1992 年リオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で採択された「21 世紀を目指し、地球環境の保全と創造のために、また、持続的発展が可能な社会の実現のために、何が環境問題として存在し、その解決のためにすべき具体的な行動は何かを明らかにする計画」（アジェンダ 21 の地域版）です。

行動等指針－ 1 『まちなみと緑の創造』

私たちのまち逗子は、住宅地や商業地などで構成される市街地と里山や海などの恵まれた自然環境に囲まれた気候温暖な地です。まちなかにおいては、低層の住宅地を中心に、みどりや水辺、そしてまちの形成を育んできた歴史や文化の名残が多く見られます。しかし、歴史的に育まれてきた低層のまちなみも、比較的大きな敷地の分割や一部の地域では中高層建築物などにより、周辺の景観と調和を欠く風景へと様変わりしてきています。

里山などの自然は、以前には薪や炭の供給地として地域の人々がかかわることによって維持されてきました。しかし、里山と人々の生活との関係は時代とともに薄れ、経済成長期の住宅政策として開発が進行し、結果として里山などの自然は減少の一途をたどり、残された里山の樹林も立ち枯れが進んでいます。近年では小規模の宅地開発が進み、これらの里山や山林の伐採や斜面地の開発などにより、少なからず自然環境や景観にも影響が出ています。

そこで、まずは逗子のまちなみや緑を「知る」、「考える」ための機会をつくり、その限りある緑の存在に気づき、今ある自然の価値を守るための活動を続けることが重要です。また、緑の創造に向け具体的な行動を進める必要があります。



1. まちなみと緑の創造に向け共に考え行動します

【目 標】

- 自然とのふれあいの推進
- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例及び逗子市景観条例の適正な運用
- 逗子市まちづくり基本計画の事業化推進

本市は、里山や川、海といった豊かな自然環境、自然や歴史的建造物などを基調としたまちなみ景観、逗子駅周辺の活気ある商業地など、逗子ならではのまちなみと緑を有しています。山・川・海や、そこで暮らす多様な生物と共生し、逗子の良好な景観を育んできた歴史や文化の名残を損なうことのないようなまちなみの創造を図るため、市民、事業者、市が協働し、様々な取組を継続的に進めていくことが求められます。

市民・事業者・市の行動

市民・事業者の行動

【自分たちでできること】

- まちづくりを通じた活動によって環境教育などへの支援を行います。
- 意識啓発やまちなみ管理に関する各種体験学習会を開催し、参加します。
- トラスト運動^(*)に参加・協力します。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- まちなみ管理に関する各種体験学習会を支援します。
- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例及び逗子市景観条例の適正な運用を進めます。

(*) 身近な自然や歴史的遺産を守るため、市民自らの手で緑地等を取得して保全管理を行うこと。

2. 市民が緑に親しめる場づくりを進めます

【目 標】

- 緑化の推進及び緑の創造
- ビオトープ^(*)の創出
- 緑化自主組織のネットワークづくりと緑地・公園アダプトプログラムの拡大

本市は、披露山、大崎、桜山大山、神武寺周辺の里山などに多くの緑が残されています。それらの斜面地は、市街地の周囲を取り囲み、安らぎのある風景を形成しています。

一方、市街地には、公園などの公共空間の緑から、寺社の緑、住宅敷地や空き地などの緑まで、市民にとって身近な緑が各所に分布しています。

逗子市みどりの基本計画によりみどりに関する各種施策を推進していくとともに、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」では、市内全域の環境保全目標（自然環境保全率）を定め、「逗子市景観計画」は、住宅地、丘陵地・緑地、商業・業務地の3区分による緑化方針を定めています。

(*)「ビオ（生物）」と「トープ（場所）」を組み合わせたドイツ語の造語で、生物の生息にふさわしい生態的環境が維持された水辺や緑地空間

市民・事業者の行動

【自分たちでできること】

- 市が発信する開発に関する情報に関心を持ちます。
- 市民が主体となって行う各種意識啓発活動に積極的に参加します。
- ハイキングコースなどで里山の自然にふれあい、ごみは持ち帰ります。
- 下草刈りなどの体験イベントや、自然観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。
- 自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。
- トラスト運動に参加、協力します。
- 庭や屋上、壁面の緑化を進め、落ち葉の掃除などの適切な手入れをします。
- 市の助成制度を活用し、住宅地の生垣づくりや壁面緑化を進めます。
- 商店街や駅前などに花や緑を植えます。
- 事業所などにおける市の緑地保全啓発事業に協力します。
- 生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等で行う工事において、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入をします。
- 名越などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、環境学習など里山活動を企画、実践します。
- 「やまなみ」ルートを整備を進めます。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- 逗子市の良好な都市環境をつくる条例、逗子市景観条例の適正な運用を図ります。
- 奨励金制度やみどり基金の活用により、市内の緑地の保全に努めます。
- 生垣推進助成の拡充や壁面緑化、小学校へのビオトープの設置を進めます。
- 緑地・公園アダプトプログラム^(*)を拡大します。(2015年3月までに44団体)
- 街区公園を市民参加により計画的に整備します。(ワークショップの実施)
- 緑地の維持管理のために市民の緑地自主組織のネットワーク化を図ります。
- 里山の活用を図ります。
- 小面積な市有地については、アダプトプログラムの活用により、地域の住民と協働で花壇などを整備します。
- 狭い道路の拡幅やポケットパークの設置を進めます。
- 「やまなみ」ルートの市民による整備を支援します。
- ハイキングコースへの道標や注意看板・説明板などの整備

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- 条例運用に関する情報提供の充実
- 公共空間などへの緑の整備
- 市有地の有効活用を図るためのマップづくり
- 小坪から長柄桜山古墳などの史跡へ通ずる道を逗子の代表的な歴史的観光路として整備
- 駐車場、駐輪場など事業用地の周囲への生垣設置を推進

(*) 市民や地元団体などが里親となり、公園や緑地などの清掃や維持管理を行うこと。

3. 川や海などの水辺の自然に親しめる空間づくりを進めます

【目 標】

- 田越川河口部の生態系をテーマとした親水公園などの整備の検討
- 海岸沿いの水辺空間のプロムナード^(*)づくりの検討
- 自然とのふれあいイベントの実施

本市には、田越川、久木川、小坪川などの水系、逗子湾には自然の磯と砂浜をもつ逗子海岸など、豊かな水辺を有しています。

公共下水道が普及し、川の水質は以前にくらべて良好となっています。しかし、川への親しみやすさの面では、一部では川沿いの散策道が整備されているものの、市民が気軽に水辺に近づけ、川の水や水生動植物と親しめるような整備は十分になされてはいません。

一方、川や海辺には、私たち市民や海水浴客などによるポイ捨てごみなどで、水質や水辺の生態系に負荷が生じています。

(*) 歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間

市民・事業者・市の行動

市民・事業者の行動

【自分たちができること】

- 川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。
- 市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。
- ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。
- 川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。
- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- 田越川などの河川の維持管理を進めます。

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- 川や海で市民が親しめる場づくり
- 河川、水路などの親水化の促進
- 田越川河口周辺の親水施設設備の推進
- 河川管理用通路のプロムナード化
- 「大崎の磯」の景観の保全・保護
- 海岸から鑑摺まで海岸プロムナード（散策路）設置の基礎的な調査をはじめとする海岸沿いの水辺のプロムナードづくり（海岸東部）

行動等指針－２ 『ごみ問題』

今日の環境問題は、人類の繁栄過程において、地球の有限性を考慮せず、経済発展を最優先にしてきた結果生じた環境への著しい負荷が主なる要因となって引きおこされたと言えます。

中でも「ごみ問題」は、環境への影響を考慮しないで、利便性や快適さを求め、ひいては、大量生産、大量消費型に社会経済活動を拡大し、物質的豊かさを追求した結果として大量廃棄をもたらしたのであり、個人の生活様式や価値感に密接した問題となっています。

また、最終処分場の残余容量の僅少といった課題を抱えており、まさに、市民、事業者、行政などすべての主体が協働して循環型社会への転換に取り組んでいくべき地域全体の問題となっています。



1. ごみの減量化・資源化を進めます

【目標】

- 一人当たりのごみ排出量を削減
(平成20年度 889g/日を平成26年度 784g/日に (集団回収除く))
- 資源化率 44%以上の達成 (平成26年度)
- 植木ごみの堆肥化・チップ化・薪材化及び活用ルートの検討
- デポジット制^(*)導入の検討
- 生ごみの減量化、資源化を推進
- 事業系ごみの排出抑制推進
- 戸別収集・家庭ごみ有料化を検討
- ゼロ・ウェイストの推進
- 資源ごみの拠点回収の拡大

ごみ問題解決のためには、生活行動や生産・販売活動から行政運営に関わることまで、現在の生活様式そのものを見直して生活の変革を実践し、地球環境を保全し、限りある資源を次世代に受け継いでいかななくてはなりません。

ごみ問題の究極目標はゼロ・ウェイストであり、これは「ごみゼロ」を目指すということです。

つまり、

- (1) Refuse リフューズ (断る) 不必要なものは断る
 - (2) Reduce リデュース (減らす) 買う量、使う量を減らし、必要最小限のものしか買わない
 - (3) Reuse リユース (再使用) 繰り返し使う
 - (4) Reform リフォーム (形を変える) 他のものに作り替える、仕立て直し
 - (5) Repair リペア (直す) 修理する、修繕する
 - (6) Rental レンタル (借りる) 一時的に借り入れて使用する
 - (7) Recycle リサイクル (再利用) 資源として再利用する
- の7Rを実践することです。

(*) 販売価格に預託金を上乗せし、商品の空き容器などを返却すると、預託金が払い戻される制度

市民の行動

【自分たちでできること】

〈生ごみ、植木ごみの減量化、資源化〉

- 必要な食材を適量だけ購入します。
- エコ・クッキング^(*)を実行します。
- 生ごみの水切りを徹底します。
- 様々な処理容器（コンポストなどの生ごみ処理器）を使い、堆肥化等の自家処理をします。
- 落ち葉や草などの堆肥化などを進めます。

〈紙・布類の減量化、資源化〉

- 広告などの裏紙利用を進めます。
- 布類は大切に使います。
- トイレットペーパーなどは再生製品を使います。
- 紙・布類の分別排出を徹底します。
- 商品の過剰包装や紙袋は断ります。
- お祭りやイベントの実施時には、リユース食器の利用など、ごみの減量化・資源化に配慮します。

〈びん・缶の減量化、資源化〉

- リターナブルびん^(*)商品を購入します。

〈電気製品・家具などのごみの減量化、資源化〉

- 長持ちする製品を使い、故障したら修理して使います。
- 電気使用量の少ない製品を使います。

〈プラスチックごみの減量化、資源化〉

- ペットボトルやトレーを使った商品の購入を控えます。
- 買い物袋を持参し、スーパーなどのレジ袋は最小限にします。
- 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底します。

〈その他〉

- 不用品無料交換の場やフリーマーケットなどの開催に協力します。
- なるべくレンタル製品を使います。
- 過剰包装やレジ袋などの削減に向けた啓発活動を行います。
- リサイクル広場や拠点回収の場の利用を推進します。

【事業者・市と協力して今後検討すること】

- 販売店における量り売り、裸売り（無包装での陳列）
- 植木ごみの堆肥化
- 分別収集のしくみに応じたごみ分別の徹底
- レジ袋の廃止に向けた取組（マイバックの推進・生分解性レジ袋の導入等）

(*1) 食材を無駄にしないで、皮なども工夫して利用し、なるべくごみを出さないよう調理する。

また、保温鍋などを使い、できるだけエネルギーを節約すること。（調理食材は地産地消）

(*2) 一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびんのこと。

事業者の行動

【自分たちでできること】

〈生ごみ、植木ごみの減量化、資源化〉

- 食品リサイクル法の理念に基づき、食品残さの排出抑制やリサイクルを実践します。
- 生ごみの減量につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。
- 生ごみは様々な処理容器（コンポストなどの生ごみ処理器）を使って堆肥化等の自家処理をします。
- 量り売り、裸売りなどのシステムの積極的な導入、容器包装プラスチックごみの減量化に努めます。

〈紙・布類の減量化、資源化〉

- 不用文書などの裏紙利用を進めます。
- 用紙類は古紙配合率が高く、白色度の低い再生紙を使います。
- 商品の過剰包装や紙袋の使用は控えます。
- 段ボールの使用を減らし、通い箱^(*)を利用します。

〈びん・缶の減量化、資源化〉

- リターナブルびんを使った商品を販売します。
- びん・缶の回収ボックスを設置します。

〈電気製品・家具などのごみの減量化、資源化〉

- 販売した製品のアフターケアを充実します。
- 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。

〈プラスチックごみの減量化、資源化〉

- 量り売り、裸売り（無包装での陳列）を促進し、プラスチックトレイの使用を控えます。
- 消費者に買い物袋の持参を促進し、レジ袋の削減を進めます。
- ペットボトル・食品トレイの回収ボックスを設置します。
- 詰め替え製品を販売します。

〈その他〉

- 事業系ごみは事業者責任による処理原則を順守し、ごみ減量化施策に協力します。
- レンタル製品を充実します。
- 製品にリサイクル率を表示します。

【市民・市と協力して今後検討すること】

- ごみ減量化、資源化協力店（エコショップ）の拡充と取組の強化
- 植木ごみの資源化やストックヤード（保管場所）の確保
- デポジット制の導入

(*) 商品を入れて取引先・得意先へ運ぶための箱。空きびんを回収するのに使うビール箱など

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- 公共施設での生ごみの減量化及び、生ごみ処理機の導入に努めます。
- 生ごみマイスター（生ごみ指導員）^(*)による相談会実施や派遣を推進します。
- 廃棄物減量等推進員には、研修の機会を増やし、市民啓発の実力を養い、ごみの減量化・資源化に努めます。
- 逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例の周知、啓発、強化を図ります。
- 用紙類は古紙配合率が高く、白色度の低い再生紙を使います。
- 公共施設での紙分別及び裏紙や再生紙の利用を徹底します。
- 公共施設で再生製品を使います。
- 市民や事業者による回収活動を支援します。
- 不用品無料交換の場やフリーマーケットなどの開催に協力します。
- 不用品の交換コーナーを使いやすく改善します。
- 電気製品や家具などを修理してくれる人を発掘して、あっ旋します。
- 容器包装プラスチックの分別の徹底を図ります。（平成 16 年 10 月から分別収集実施）
- 生ごみの減量化・資源化に向けた助成制度を拡充します。
- 植木ごみの減量化・資源化に向けた施策を推進します。

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- 堆肥活用ルート確保
- デポジット制の導入のための支援
- びん、缶の分離収集、資源化しやすくするためのびんの色別収集、ポリ袋を使用しない収集方法の実践
- 製品の修理システムなどの整備
- ごみ収集の有料化や戸別収集
- 大型ごみとして出された家具類を修理補修し、再使用するシステムづくり
- 大型生ごみ処理機の集合住宅及び入所系介護施設への設置
- レジ袋の削減に向けた協定の締結
- お祭りやイベントの際のリユース食器利用

(*) 生ごみマイスターとは、生ごみ処理容器の使用に関し、相談を受け、啓発を行うボランティアの指導員のこと。

2. 焼却に伴うダイオキシン類対策を進めます

【目 標】

- 排ガス中のダイオキシン類濃度 1 ng-TEQ/Nm³ 以下の維持
- 塩化ビニル等ハロゲン系のプラスチック製品の使用差し控え及び分別収集・資源化の推進

ダイオキシン類はごみなどを焼却処理する時に生成・排出され、大気中や土壌・水中などを移動したり、食物連鎖によって野菜や魚介類などの食物が汚染されることが知られています。

また、ダイオキシン類は人工物質で最も毒性が強いことが知られています。国の中央環境審議会では平成 11 年 6 月にダイオキシン類の耐用一日摂取量（TDI:生涯にわたって摂取しつづけても人体に大きな影響が生じない一日体重 1 kgあたりの摂取量）を 4pg-TEQ/kg/体重/日（一日体重 1 kgあたり 4 ピコグラム）と発表しました。

私たちは、子どもや孫たちの世代に大きな影響を与えかねない「ダイオキシン類問題」を私たち一人ひとりの問題として捉え、その発生抑制に向けて行動することが必要です。

市民・事業者・市の行動

市民の行動

【自分たちでできること】

- 塩化ビニル等ハロゲン系の成分表示のある製品はできるだけ買わない、使わないようにします。

事業者の行動

【自分たちでできること】

- 塩化ビニル等ハロゲン系の成分表示のある製品はできるだけ販売しません。
- 塩化ビニル等ハロゲン系の製品による包装等は可能な限り行いません。
- 化学物質の成分表示など、消費者への情報を明確にします。
- プラスチック製品に代わるセルロース利用製品などの活用を図るよう努力します。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- ダイオキシン類や重金属の測定を行い、市民に公表するとともに、焼却に伴う環境負荷について、周辺住民との協議の定期的会合を行います。

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- 塩化ビニルやプラスチック製品の排除

3. まちの衛生・美化を進め、環境に関する市民活動を促進、支援します

【目 標】

- 逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例の周知、啓発、強化
- ごみ減量化、資源化に関する地域活動への支援の拡充
- リフォーム、リペアー、レンタル、リサイクルなどの7Rの市民活動・PR拠点の整備

これまでの大量生産、大量消費の社会システムは、大量廃棄というごみ問題を引き起こしました。これからの社会においては「ごみを出さない」ことを基本原則に産業や社会生活を見直さなければなりません。

特に、公共空間や市民活動を営む区域へのポイ捨てごみは後を絶たず、里山の風景や歴史、文化を基調としたまちなみの美観が損なわれています。また、市内外から多くの集客のあるイベント等では、ポイ捨てごみが増大しています。今後一層ごみの廃棄やまちの美観形成に対する人々のマナー向上に向け、社会全体の努力が必要です。

市民・事業者・市の行動

市民の行動

【自分たちでできること】

〈衛生・美化〉

- ごみのポイ捨てをしません。
- 自治会やボランティアによる美化清掃活動・啓発活動に参加、協力します。

〈市民活動の促進、支援〉

- ごみ関連の学習会やワークショップに積極的に参加します。
- ごみの減量化、資源化に関連する地域や学校での学習活動に協力します。
- 花火大会や祭りなどでのごみの減量、美化に努めます。

事業者の行動

【自分たちでできること】

〈衛生・美化〉

- 販売店やコンビニエンスストアなどの販売店は、ごみ箱を設置するなどして適切な管理を行います。
- 製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。
- 工事（公共・民間）における廃棄物の適正処理及びリサイクルの実施を進めます。

〈市民活動の促進、支援〉

- エコショップやエコマーク商品を増やし、消費者へのPRを促進します。
- ごみの減量化、資源化に関する地域活動に参加、協力します。

【市民・市と協力して今後検討すること】

- リサイクルなどの市民活動、PR
- リフォーム、リペアー、レンタル、リサイクルなどの7Rの実施

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- ボランティアなどによる美化活動を把握し、活動の支援及び組織のネットワーク化を行います。
- 市民・事業者による地域の美化活動のPRを行います。
- ごみの不法投棄対策を進めます。
- 公共の場所^(*)での歩行喫煙防止の啓発活動を促進します。

- 逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例に則して事業者、市民の協力を得てポイ捨て防止策を展開します。
- 不法投棄多発地帯に花壇を作るなど市民と協力して対策に取り組みます。

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- リフォーム、リペアー、レンタル、リサイクルなどの7Rの市民活動・PR拠点の整備

(*)「逗子市空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに歩行中の喫煙防止等に関する啓発活動促進要綱」で定める「啓発活動促進地区」として指定されているJR逗子駅前周辺のこと。(7月～9月末までは、逗子海岸が含まれる。)

行動指針－ 3 『二酸化炭素削減』

限りある資源を浪費してでも経済発展を優先する時代は、すでに終焉を迎えています。しかしながら、世界的には温室効果ガスの排出削減が思うように進まないのが現状です。その結果、進行する温暖化の現象は地球規模での気候変動の主たる要因ではないかと危惧されています。

わが国においても、世界の国々との約束を確実に履行する努力はもちろんのこと、削減目標の達成に向けた具体的な施策の実行が求められています。

温室効果ガスの削減目標実現のためにも、私たちが出来ることには積極的に取り組み、行動することが必要となります。そのためには市民、事業者、市それぞれの役割の中で、二酸化炭素の排出削減に資する効果的かつ実践的な活動が重要です。



1. 交通渋滞解消のための具体的な取組の計画づくりと意識改革を進めます

【目 標】

- 「逗子市交通計画」に基づく計画目標を達成するための施策の展開
- 市内交通体系の転換のための諸施策の検討

自動車による二酸化炭素排出については、渋滞時や発進・停止の繰り返しで自動車の燃費が悪化を招き、二酸化炭素の排出量をより増加させています。また、交通渋滞は安全な歩行や自動車の通行を妨げ、快適なまちなみ創造の面から問題があります。

本市は主な都市機能（商店街・金融機関・スーパーなど）がJR逗子駅周辺に集中しています。

都市計画道路などの幹線道路網の整備が行われないまま、昭和40年代から市内及び隣接市町に大規模な団地の開発が進み、通勤・通学者による鉄道交通機関利用のための自動車・二輪車も増加してきました。さらに、違法駐車や主要交差点での車両の一時停滞や、幹線道路を横切るJR線の踏切が、JR逗子駅周辺の交通問題を一段と悪化させています。こうした交通問題解決のための各種施策が必要であり、あわせて、都市防災の強化と環境負荷の軽減への取組が必要です。

市民・事業者の行動

【自分たちでできること】

- 可能な所へは自転車、徒歩で出かけます。
- 事業用車両などの効率的運用に努めます。
- アイドリングストップを実施します。
- 環境にやさしい運転をします。(急発進や空ぶかしをしない、無駄な荷物は積まないなど)
- 定期的に自動車の点検整備を行います。
- EV（電気自動車）、ハイブリッド車などの低公害車へ乗り換えや、中型自動車を小型自動車、軽自動車へと転換を図ります。
- 違法駐車をなくすよう努めます。
- タクシー車両へEV（電気自動車）、ハイブリッド車などの導入を推進します。
- ずしし環境会議（エコリーダーズ会議）^(*)を中心として交通問題に関する実態調査や意見交換を行います。

【市民・事業者・市が今後協力して検討すること】

- 交通渋滞解消に係わる社会実験の実施（ノーカーデー、ノーカータイム、ノーカーエリア、パークアンドライド^(*)、カーシェアリング^(*)など)
- 公共交通機関の利用促進と自家用車の合理的な使用

(*) 行動等指針を推進し、環境保全及び創造に向け、市民・事業者が主体となって自主的に取り組む組織で、「まちなみと緑の創造」、「ごみ問題」、「二酸化炭素削減」の3部会が設置されている。

(*) 郊外にある電車の駅やバス停の停留所の近くまで自家用車などで行き、そこに併設された駐車場に駐車、そして電車やバスなどの公共交通機関を利用するシステム

(*) 少数の自動車を多数の利用者で共同利用する概念で、特に都市部における渋滞、排気ガス、駐車場不足などの問題の改善が図れる。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- 「逗子市交通計画」を推進します。
- EV（電気自動車）、ハイブリッド車などの低公害車を公用車に順次導入します。

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- 交通渋滞の解消に係わる「逗子市交通計画」及び他の計画の実施・進捗状況を把握しての組織横断的な進行管理
- 渋滞解消に向けて、問題箇所の絞込み、計画の立案及び解消目標の設定
- 市営駐車場の利用促進方策の実施
- 違法駐車防止のための具体的仕組みづくり
- JR逗子駅東口の駐車場・駐輪場の新設
- 自転車（電動アシスト自転車を含む。）の利活用方策の実施（道路整備や駐輪場の整備など）
- 公共交通機関の利用促進と自家用車使用制限（ノーカーデーなど）
- EV（電気自動車）、ハイブリッド車などへの補助制度の導入

2. エネルギー負荷の小さいまちを目指します

【目 標】

- 市内事業所等のエコオフィス化の推進
- 地球温暖化対策の推進
- 省エネルギーに関する意識啓発、学習活動の企画、実践
- 水の有効利用と節水の取組などによる水循環の健全化

現代の便利な生活は、エネルギーを大量に使用することに繋がっています。

市内に多く設置されている自動販売機もその一つです。場所によっては、大型の自動販売機が数台も併設されているところなどもあり、多量の電力を消費するとともに、まちなみと調和せず、結果として景観を損ねています。

また、何気なく使用している上水道の水も上水への浄化と下水の処理の両面から、多くのエネルギーを消費しています。

さらに、市民一人ひとりが普段の生活から電気・ガスなどのエネルギーも無駄にしないように心がけ、持続可能な社会へと転換していく必要があります。

市民・事業者の行動

【自分たちでできること】

- 市民、事業者一人ひとりが省エネルギー行動の習慣をつけます。
- アイドリングストップの実施、アイドリングストップ車の導入を進めます。(事業者)
- 建設工事における機械・機器、車両の低公害化を促進します。
- 電気・ガス・石油機器などの購入時に省エネルギー型を選びます。
- 省エネルギー型機器の開発、製造、販売、利用に努めます。(事業者)
- 小・中学校への出前授業などの環境教育を通して、新エネルギー^(*)・省エネルギーの啓発をします。
- 電気製品について、不要な電気を切ったり主電源を切り待機電力をカットします。
- 冷暖房設備の設定温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を守るよう努めます。
- 照明器具は省エネルギー型に取り替えます。
- カーテンやブラインドなどを使って、冷暖房の効率を上げます。
- 節水を心がけます。
- 雨水の利用を促進します。
- 洗車機の利用を控えるようにします。
- エアコンだけに頼らず、室内に自然の風を入れ、扇風機を使用します。

【市民・事業者・市が協力して今後検討すること】

- 市内の二酸化炭素排出量の把握

(*) 太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出の少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- 省エネルギーの周知や啓発をします。
- 市役所が率先してエコオフィスへの転換をします。
- 公共施設での適切な冷暖房管理をします。(冷房 28℃ 暖房 20℃)
- 透水性・排水性舗装化の促進を図ります。
- LED電球の導入を検討します。
- センサー式照明の導入を進めます。
- 自動水栓の導入を推進します。
- 市民への省エネルギー啓発運動として、講演会・展示会などを企画・実践します。
- 市民団体等の学校での出前授業のための備品整備（実験器具など）を行います。
- 小・中学校の校庭の芝生化を検討します。
- 逗子市地球温暖化対策実行計画の運用・管理を行います。
- 逗子市環境マネジメントシステムの運用・管理を行います。

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- 公共施設からの自動販売機の設置台数の見直しと、省エネルギー性能の高いものへの交換
- 省エネルギーにつながるシステムの設置助成
- 雨水利用設備の設置助成

3. 化石エネルギーから自然エネルギーへの転換を図ります

【目 標】

- 自然エネルギーの活用と意識啓発
- 住宅用太陽光発電システムの設置助成

石油や石炭などの化石エネルギーは、世界中で利用されていますがこの資源には限りがあり、また、主に化石燃料を燃やした時に排出される二酸化炭素が、地球温暖化の原因とされています。

現在の経済社会、車社会においては、ガソリンなどの化石燃料が大量に消費される社会となっていますが、環境負荷への影響、限りある資源などを考えれば、「化石エネルギー^(*1)から自然エネルギー^(*2)への転換」は、私たちが取り組まなければならない必要な課題となっています。

本市では、公共施設、市内小中学校8校に太陽光発電システムを設置したり、市民に対して太陽光発電システムの設置助成を行っています。

今後も、自然エネルギーの活用を積極的に取り組むとともに、省エネルギー社会を目指します。

(*1) 石油、石炭、天然ガス

(*2) 太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス（樹木や草などの生物体を作っている有機物をエネルギーとして利用する）など

市民・事業者・市の行動

市民・事業者の行動

【自分たちでできること】

- 太陽光発電に関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、環境教育にも参加し、太陽光発電や省エネルギーについての啓発を図ります。
- 新エネルギー分野全般の学習と見学を行います。
- 自然エネルギーを活用した設備の導入を検討します。
- 風力発電設備の導入に関する基礎調査を進めます。
- グリーンカーテンの設置に努めます。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- 住宅用太陽光発電システムの設置助成をします。(合計 320 世帯以上)
- 公共施設、小・中学校に設置した太陽光発電システムを環境教育に活用します。

【市民・事業者と協力して今後検討すること】

- 自然エネルギーの活用についての周知、助成制度の拡充
- 市の管理施設、防災倉庫、広域避難場所などでの自然エネルギーの活用
- 自然エネルギーの活用促進について、総合計画などへの反映

『まちなみと緑の創造』『ごみ問題』『二酸化炭素削減』の共通課題

【目 標】

- 実施された施策の達成状況等の明示
- 環境への意識啓発と環境教育
- 市民ボランティアの登録・ネットワークづくりの推進

近年、地球の環境は世界的な規模で急速に悪化が進んでいます。このかけがえの無い地球の環境を守るため、常に地球環境問題に関心を持ち、生活の無駄を省き、「地球環境にやさしい生活」を意識し、市・事業者・市民がそれぞれの役割を推進する必要があります。また、未来を担う子どもたちの環境学習を支援することも必要です。

市民・事業者の行動

【自分たちでできること】

- グリーンコンシューマー^(*1)活動に関する組織・仲間づくりを展開します。
- エコファミリーチャレンジ^(*2)の実践を通じて環境に配慮した生活をするとともに、電気や水道などの無駄を省きます。
- 環境学習・イベントなどへ参加します。
- ずしし環境会議（エコリーダーズ会議）を中心として小・中学校、地域などへ環境教育の支援を行います。（出前授業など）
- 事業者の環境問題への取組の組織化を進めます。
- ずしし環境会議（エコリーダーズ会議）を中心に、各種体験学習会などを企画、運営します。
- グリーンコンシューマー活動のPRを行います。
- 地産地消に関心を持ち利用を考える。

(*1) 日々の買い物で環境を大切にして商品やお店を選び、地球環境を大切にする心豊かな暮らしを創っていこうとする人のこと。

(*2) 環境にやさしい生活に取り組むことを家族で宣言し実行すること。

市の行動

【市民・事業者との協力による行動】

- 逗子市グリーン購入の推進に関する基本方針に基づき、市が率先してグリーン購入を進めます。
- エコファミリーチャレンジの普及啓発及び登録者への支援（情報提供など）を行います。
- 広報誌などを活用した各種環境情報のPRを行います。
- 事業者の環境問題への取組の組織化の推進をします。
- 環境学習・イベントなどを開催します。
- グリーンコンシューマー活動の支援・PRを行います。
- ずしし環境会議による出前授業を支援します。

環境問題の意識啓発と計画の推進体制

本指針では、逗子市環境基本計画で示された、環境の保全及び創造に向けた施策の方向性に基づく具体的な取組内容を示しました。今後は、市民、事業者、市が各々、または協働によって取組を実践していくことが求められます。

【行動等指針の推進体制】

環境行動の実践につながる意識啓発活動、本指針に示された環境の保全及び創造に向けた各種取組の実践については、環境に関心がある人、環境活動を行っている人やグループのネットワーク化を図ることや、市内の事業者なども参加した「ずしし環境会議(エコリーダーズ会議)」を中心に、市の支援のもと各種課題への対応を協議するとともに、行動を実践します。

ずしし環境会議 (エコリーダーズ会議)

1. 行動等指針のフォローアップ (進捗状況把握、新たな課題への対応、指針のPRなど)、意識啓発のためのイベントなどの企画、運営、環境行動及び施策の実践に向けて「まちなみと緑の創造部会」、「ごみ問題部会」、「二酸化炭素削減部会」の3部会相互の連携・協議を行う。
 2. 市民主体による当面の活動 (指針の実践及び意識啓発・PRの実施) モデルケースによる重点行動の実践、まちなみマップの作成や自然エネルギーの利用体験など、市民体験型イベントの実施、行動等指針のPR、市民への情報提供を行う。(ホームページ、かんきょうかいぎニュースなど)
- 運営委員会は、各部会の連絡・情報交換・広報活動・相互支援など統合的な作業を行う。
 - 市民・市民団体・市外市民団体とも積極的に連携し、共通の問題について協働する。また、3部会の活動をPRし部員の勧誘を図る。
 - 環境関係施設、地域のごみステーション、二酸化炭素排出重点地域、公園緑地などを盛り込んだ市内環境マップの制作を推進する。
 - 問題点別のマニュアルを共通のスタイルで作成し、学校の総合的学習や市民会合で教材として活用する。
 - 小・中学校などへイベントの参加、学習の呼びかけを行う。
 - 環境情報コーナーの設置を検討する。

平成 25 年 3 月 発行／逗子市役所

編集／環境都市部 環境管理課

逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

電 話：046(873)1111

F A X：046(873)4520

E-mail：kankyo@city.zushi.kanagawa.jp